

相続手続き

～ 遺産分割協議と認知症 ～

Q. 父が今年の8月に亡くなりました。母は認知症で施設に住んでいます。子供は長男の私と次男の2名です。遺言書は父が字を多く書くことができなかつたため、私が代筆し、署名だけ父にしてもらったものがあります。財産は私と弟で2分の1ずつ分けよという内容です。もし遺言書の効力がない場合でも、父の意思に沿って、私と弟で2分の1ずつ分けようと考えていますが、いかがでしょうか？

A. 遺言書はご本人の意思を表示されたものであり、その効力は強い反面、厳しい作成の要件があります。遺言には①自筆証書遺言、②秘密証書遺言、③公正証書遺言があります。①の自筆証書遺言はすべて遺言者が自筆にて作成する必要があり、②は自筆でなくてもよろしいが、封をして公証人役場にて、証人2名の前で、代筆による遺言書が封筒にある旨を告げ、その封筒にご自身・証人・公証人の署名をもらう必要があります。③は公証人を通して遺言書を作成してもらえるため、要件の不備となる恐れが少ないことから、3つの作成方法の中では最も安全確実といえます。

お話しによる遺言書は全部ご自身で書かれたものでないため、自筆遺言証書としての要件を満たしておらず、また、公証人による秘密遺言証書の手続きをされたものでないようですので、代筆されたとしても秘密遺言証書としての要件を満たしていません。したがって、今回は遺産分割協議の方法により遺産の名義変更をすることになります。

なお、お母様が認知症とのお話しですが、遺産分割の手続きには、本人の意思能力が要求されます。意思能力が疑われる相続人による遺産分割協議の無効を防止するため、その認知症の程度によって家庭

裁判所による成年後見、保佐、補助という制度が設けられています。

本人又は親族の方々が家庭裁判所へ申し立てることにより、家庭裁判所が、成年後見人、保佐人、補助人を選任します。成年後見の場合には、成年後見人が代理人として遺産分割に参加し、保佐、補助の場合には、本人が遺産分割に参加しますが、それぞれ保佐人、補助人から遺産分割協議内容について、同意を受けることが必要になります。

今回、ご長男とご次男のみが遺産を取得される予定ではありますが、成年後見人の制度の趣旨であるお母様の権利を確保する観点から、遺産分割協議内容については、お母様の法定相続分を確保すべきでしょう。

成年後見人等の選任手続きには3ヶ月程度日数がかかります。相続税の申告の必要がある場合には、相続発生の日から10ヶ月以内に申告する必要がありますので、タイムスケジュールも含めて、十分ご検討されることをお勧め致します。

●お問合せ先

相続手続き支援センター神奈川

フリーダイヤル 0120-978-640